

9、台湾總督府陸軍兵志願者訓練所官制廢止ノ件

M-0059

0276

送受		及		號		局		議		合		號		月		付		受		及		號		省		
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

昭和二十年三月二十一日 局受 第 月 日 局送 月 日

主 查 總 務 課 長

管理局 長

人事課 長

民政課 長

理事官

文書課 長

大臣了

次官

請 議 案

臺灣總督府陸軍兵志願者訓練所官制廢止ノ件

臺灣ニ徵兵制度施行ノ爲臺灣總督府陸軍兵志願者訓練所官制廢止ノ件

兵志願者訓練所官制廢止ノ件要ヲ認メ仍テ

完結

27 23 20 3

省管領中二八九號

昭和二十年三月二十一日 局受 第 月 日 局送 月 日

規格 B 5

M-0059



第	第	第
號	號	號
送	送	送
月	月	月
日	日	日

別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和二十年

月 日

内務大臣

内閣總理大臣 亮

[Redacted content]

内務省

M-0059



陸軍省附置陸軍兵志願者訓練所官制廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公  
布セシム

御名 御蓋

昭和二十年三月三十日

三十一日公布

内閣總理大臣  
内務大臣

勅令第一七四號

内務省

陸軍省附置陸軍兵志願者訓練所官制ハ之ヲ廢止ス

附地

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

高等官官等令中左ノ如改正ス

第十四條中「陸軍省附置陸軍兵志願者訓練所教官  
ルモノ」ヲ削ル

第十五條中「陸軍省附置陸軍兵志願者訓練所教官  
ノ長タルモノ」ヲ削  
ル

規格04



理由

徴兵制度施行に伴ひ臺灣總督府陸軍兵志願者訓練所へ存置ノ要ナ  
キニ至リタルニ依ル

内務省

規格 H 4

M-0059



內務  
20 3. 23

289  
20 3. 13

臺總出第一〇七號

臺灣總督府陸軍兵志願者訓練所廢止ノ件

別紙ノ通勅令公布方御詮議相成様致度理由書相添此段及稟議候也

昭和二十年三月十二日

臺灣總督府 安 藤 利



內務大臣 大達 茂雄 殿

臺灣總督府

M-0059

0281

勅令第 一 號

臺灣總督府陸軍兵志願者訓練所官制ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府



理由

徵兵制度施行ニ伴ヒ臺灣總督府陸軍兵志願者訓練所ハ存置ノ要ナキニ至リタルニ依ル

臺灣總督府

